

証券投資信託の信託終了のお知らせ

「野村世界高格付債券投信（毎月分配型）」（以下「ファンド」といいます。）につきまして、投資信託及び投資法人に関する法律第17条および第20条ならびにファンドの投資信託約款第48条に規定する手続きに基づいて、信託終了日を繰上げ、平成25年12月4日をもって信託を終了（繰上償還）することに関して、平成25年10月4日に書面決議を実施いたしました。

書面決議の結果、ファンドについて、賛成受益者の数が受益者確定日（平成25年8月16日）現在の受益者総数の2分の1以上であって、かつ、賛成受益者の受益権の合計口数が、当該受益者確定日現在の受益権の総口数の3分の2以上となったので、平成25年10月15日にファンドの投資信託契約の解約の届出を行ない、平成25年12月4日をもって信託を終了いたします。なお、償還価額は、平成25年12月4日の基準価額となります。

以上

平成25年10月15日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号
野村アセットマネジメント株式会社